

環境研究センターとしての出発に当たって

山下 紘 一

昭和48年4月1日に発足した「公害防止センター」は、平成9年4月1日から「環境研究センター」と名称が変わり、さらにこれまでの大気・水質・特殊公害の3科が、企画情報・総合環境・大気・水質の4科となり、技術次長制ができ、1名の増員もなされた。環境研究センターとしての新しい出発に当たって、この間の経緯をまとめておき、今後進むべき方向を検討する資料としたい。

1. 公害防止センターの組織の見直しについて

公害防止センター発足から20年近く経過し、発足当時の公害対策や法定の測定業務を中心とした業務内容に加え、環境化学物質の調査、ゴルフ場農薬調査、酸性雨調査、清流保全関連の施策支援の調査など多くの新たな業務や環境問題の質の変化に対応した取組が求められる時勢を迎え、発足当時のままの組織体制や業務分担では社会のニーズに応えることができない状況となってきた。

そこで、平成4年度に公害防止センターの業務見直しについて内部検討を行い、H4.12.18に「センターの組織見直しについて」として、公害防止センターとしての組織見直しの必要性と組織見直しの要点をまとめ、環境対策課へ要望として提出されている。

要望の主な点は

- ① 各セクション間の調整と環境情報の管理収集を中心に行うセクションの新設
- ② 廃棄物処理に関する調査等をするセクションの新設
- ③ 環境化学物質等の分析を1つのセクションで行う
- ④ 監視部門を1つにまとめる

となっており、組織は企画調査室（情報管理科・環境保全科）、環境監視室（監視1科・監視2科の2室4科制）として、ルーチン業務と調査研究業務・情報収集管理業務を分けて、環境に関する

新たなニーズにも対応し得る組織体制を目指そうとするものであった。

丁度この時期の平成5年1月、国の公衆衛生審議会・総合部会に「地域保健基本問題研究会」を設置し、保健所の再編強化、保健・医療・福祉の連携、市町村の役割重視などを中心とした、地域保健の在り方の検討や見直し作業が開始された。

この動きに対応して、県でも当然保健所等の見直しが行われ、連動して公害防止センター等中核機関の見直しも行われる状況から、環境対策課としても地域保健見直しの中でセンターの要望も入れた検討を行うことになった。

2. 地域保健の見直しについて

国の公衆衛生審議会における検討結果や、地域保健法案改正の動きを見ながら、県では保健環境部医務課（当時）を中心に検討を開始し、平成6年3月28日に県内有識者等12名の委員で構成する「高知県地域保健問題検討委員会」を発足させ、同年4月1日付けの組織改正で、この問題に集中的に取り組み、平成9年度には本県の新たな地域保健制度をスタートさせるために地域保健推進室が設置された。地域保健問題検討委員会には具体的な検討作業を行うための「対人専門部会（8名）」と「対物専門部会（7名）」の2部会を設置し細部の検討が行われた。

他に、「県・市町村連絡調整会議（首長）」、「同幹事会（担当課長）」で市町村との連絡調整を図り、県庁内部組織としては、「連絡調整会議（関係部課長・出先機関長）」、「ワーキンググループ」、「職員の会」などにより広範な検討が行われた。

平成6年12月には中間報告「高知県における地域保健サービスのあり方について」が出され、平成8年2月25日には「地域保健の先進県をめざして」という最終報告が出された。

この間には、県の行政改革も行われ、平成7年

4月1日には保健と福祉が一緒になった「健康福祉部」と文化行政・県民生活・環境対策などが一緒になった「文化環境部」ができ、当センターは文化環境部に属することとなった。

この最終報告書では、中核機関に関して「中核的専門機関の強化」として、「県全体の地域保健についての政策科学や情報、研修等のセンター機能に重点を置いて再編強化すべき」とされ、公害防止センターの役割は、「積極的かつ総合的な環境の保全・創造の施策推進や環境科学への対応」であり、中核的専門機関の組織体制として、県民ニーズへの適切な対応、保健所の新しい課編成を踏まえた連携などができる内部体制にし、情報や研修などはできる限り総合化や連携強化を図り充実強化する観点が大事だともされている。

中長期的観点からは、3機関（精神保健福祉センター、衛生研究所、公害防止センター）を思い切って再編成し、県全体の健康や生活環境等をリードする幅広い総合的機能を持った新しいセンター設置の構想も今後の検討課題とすべきとされている。

3. 公害防止センターから環境研究センターへ

センターの内部組織の検討については、H7.7.4各科長各科代表者会、7.11地域保健推進室との意見交換会、H8.5.31センター全体会、6.14各科長各科代表者会、7.4職員代表者会を行い、更に随時科長会で意見交換や時々の情勢に応じた意見の取りまとめを行って、センターとしての一定の考え方をまとめて環境対策課に要望した。

組織改正の大筋は、以前に検討された案に添ったものを基本としたため、個別の事項について例えば今後有用物質についての研究に取り組むべきとか、衛生研究所でも公害防止センターでも取り組まないことや共通・総合的な研究部分が欠けているなどの意見は出たものの、将来の方向を描いた全体的にセンターの在るべき姿を見据えた意見は出ない状況もあり、所長私案を元に所員の了解を得てセンターとしての案を作成した。

名称は、環境研究所・環境研究センター・環境科学センターを候補とし、組織体制を3部門から4部門に改め、増員を行って研究体制の充実を図

ることを基本とした。

組織の考え方は企画調整と情報管理を中心とする部門、大気・水質等を問わず化学物質などの調査研究、廃棄物や環境生物等も視野に入れたより高度な調査研究に対応できる部門、大気部門、水質部門の4部門として情報・研究分野の充実を図ることとした。当初は部制で要求したが、増員等のどうしても通したい要求を優先したため部制にはならなかった。

結果は、名称は「環境研究センター」で、科が1つ増え企画情報科・総合環境科・大気科・水質科の4科となり、技術次長（科長兼務）制ができ研究体制の充実ということで1名増員された。

業務内容等については、改正前後の比較を別表にまとめた。人員増に制限があり、2名の科ができるなど若干課題となった点もあるので、業務の執行状況も見ながら効率的かつ能率的な業務運営を図ることが必要と考える。

今後は、これまでの検討過程で21世紀を目指したセンターのあり方等についても種々検討されてきたので、国の今後の環境研究・環境技術のあり方に関する検討会の出した報告「今後の環境研究・環境技術のあり方について」等を参考にしながら、「化学分析機関」からぬけだし、試験研究機関としてどのような調査研究を行うか等について所員あげて検討し、その実施に向けて取り組むことが求められている。

一方、法改正に伴い、人手と時間を要する有害大気汚染物質モニタリング調査業務が新たに加わり、将来は水環境中の有害物質のモニタリング調査も予想される。さらには、生態系への影響も含めた総合的な環境の状況の把握や情報化への対応等新たに取り組むべき業務が増える中で、限られた施設、予算、人員でどう対応するかという難しい課題の解決には、常に業務の中味の見直しも行いながら、いかに効率的・効果的に業務を実施するかについての工夫も必要であり、所員の英知の結集と協力・努力をお願いしたい。

組織体制の整備は、総務部との折衝であり、部長、副部長、環境対策課の方々の格段のご理解とご支援のおかげで、厳しい行革の時勢の中でほぼ要望の線に沿った体制整備ができたことを深く感謝し、紙面を借りてお礼申し上げます。

(別表) 旧体制(17) 公害防止センター組織見直し結果 見直し後(H9年度)(18)

